

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の申請主体の名称

久留米市（福岡県）

2 地域再生計画の名称

豊かな自然を活かした体験型観光振興計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

認定を受けた日から約 10 年間

4 地域再生計画の意義及び目標

【久留米市の現状と課題】

（１）県南の中核都市

久留米市は福岡県の南西部に位置し、行政面積は 124.68 km²、平成 16 年 9 月 1 日現在の人口は 237,073 人、94,015 世帯が暮らしており、人口の動向としては微増傾向であるが、平成 17 年 2 月 5 日には、近隣の 4 町との合併により、中核市要件を備えた人口 30 万 5 千人の新市誕生が決定している。

また、本市は九州縦貫自動車道や国道 3 号をはじめとする広域幹線道路網、ＪＲ 鹿児島本線、私鉄西日本鉄道などの鉄道網に恵まれた北部九州の交通の要衝に位置している。

鉄道は、九州を縦断し北九州市と鹿児島市を結ぶＪＲ鹿児島本線、九州を横断し大分市とを結ぶ久大本線があり、さらには私鉄西日本鉄道が九州の拠点である福岡市と 30 分で結んでいる。

一方、道路網は北九州市と鹿児島市を繋ぐ九州縦貫高速自動車道が市内東部を通り、長崎市と別府・大分市を結ぶ九州横断道路が久留米市と隣接している鳥栖市でクロスするという交通の要衝である。一般国道は 3 号、210 号、さらには 209 号と九州の主要都市との交通ネットワークが出来ており、これらと結ぶバス交通も発達している。

さらに、平成 16 年 3 月には九州新幹線が鹿児島中央 - 新八代間を部分開業し、平成 24 年度中の全線開通を目指し、博多までの工事も急ピッチで進んでいる。新幹線新駅設置による、九州圏内の移動時間の短縮化で、交流人口の増大による今後の波及効果が大いに期待されている。

(2) 自然環境

本市は福岡県の南西部、筑紫平野のほぼ中心に位置し、九州一の大河筑後川と肥沃な筑後平野、緑深い耳納連山と、自然に恵まれた地域であり、筑後川流域文化圏の中核都市として発展してきた。

耳納連山から筑後川に至る耳納北麓周辺地区は、森林、里山、農村地域などの恵まれた多自然地域資源を始め、歴史性豊かな町並みや観光資源など、さらには、植木・花木産業の集積など、豊かな緑と多様性を有する地域である。

また、九州一の大河「筑後川」を有する本市において、「川」は都市づくりに欠かせない重要な役割を担っており、余暇・スポーツ・観光などの利用の場として、また、生物の生育・生息の場、自然体験の場、四季折々に変化する美しい自然環境の一つとして地域の風土・文化を形成する重要な場である。

(3) 観光資源

本市の観光キャッチフレーズは「四季薫る花と芸術の街」「歴史と伝統に育まれたまち」である。また、それぞれの観光資源は、恵まれた自然の恩恵を受け育まれてきたもので、「筑後川」と「耳納連山」に代表される自然環境も、久留米市固有の貴重な観光資源である。

花と芸術

久留米を代表する花でありクルメアザレアで世界にも知られる「久留米つつじ」をはじめ、菜の花（筑後川河川敷）、桜、梅、あじさい、ハゼ並木（県指定天然記念物）など四季折々の花の名所や緑花流通センター（緑花木の流通団地）、ふるさとの画家、青木繁・坂本繁二郎・古賀春江などのほか国内外の優れた作品を持つ石橋美術館（東京ブリヂストン美術館の兄弟館）を有する。

歴史と伝統

市街地周辺には久留米藩 21 万石の城下町の面影と由緒ある社寺仏閣が残り、中世の豪族・草野氏の城下町として栄えた耳納北麓地域には、草野氏ゆかりの社寺仏閣や古民家・古い町並みが残る。また、筑後国府がおかれる等の長い歴史も有しており、御塚・権現塚古墳（国指定重要文化財）等の史跡も数多く残る。

伝統行事・イベント・食・特産品

日本三大火祭りの一つに数えられる「鬼夜」（国重要無形民俗文化財）や西日本最大級規模の「筑後川花火大会」など九州圏外からの見物客を集める伝統行事がある。その他、様々なイベントが実施され、中でも特に、とんこつラーメン発祥の地久留米をアピールする「ラーメンフェスタ in 久留米」は全国注目のイベントとして発展しており、人口あたりの焼き鳥店舗数日本一に着目した「焼き鳥日本一フェスタ」もマスコミ等で取り上げられ注目されている。

また、上質の米や清らかな水から生まれた「酒」、川の幸「うなぎ」料理、県内一の農業産出額を誇る各種農産物、久留米餅（国指定重要無形文化財）や藍胎漆器など特産品も豊富である。

(4) 多彩な農業生産

本市農業は恵まれた自然条件と先人たちの英知と努力により、様々な困難を乗り越えながら、多彩な農産物を生産し県内有数の産地を形成し福岡県の縮図とも言われている。

平成 14 年の農業産出額ベースでみると、県内 97 市町村のうち各品目の順位は、米・乳用牛・生乳が 1 位、種苗苗木類が 2 位、野菜・麦類が 3 位、雑穀豆類が 4 位、肉用牛が 5 位、花きが 9 位、果樹が 15 位と、いずれの品目でも上位を占めており、総合では 1,297 千万円で県内第 1 位である。

本市はまた平成 17 年 2 月 5 日に、近隣の農業が盛んな 4 町との合併が決定しており、合併すれば、平成 14 年ベースでは農業産出額 3,195 千万円となり、九州 2 位・全国 5 位となる。

(5) 課題

豊かな観光資源を持ち、来訪者の感想や旅行エージェントを対象としたモニターツアーでも久留米の持つ観光資源の魅力自体は一定の評価を得ているものの、全国的に知られる核となる観光資源がないことなどから本格的な観光都市にはなり得ておらず、その意味では『潜在型観光地』の段階である。

観光入込客数も、近年では平成 12 年の 3,455 千人がピークで平成 15 年は 3,167 千人(▲288 千人)と減少している。これは、長引く不況による民間施設の閉鎖や、団体客数の減少など大型施設(石橋文化センター・石橋美術館・緑花流通センター等)での減少の影響が大きい。また、観光入込客の出発地の状況(団体客)は、県内がほぼ半数であり近県客が殆どである。

全国的にも観光についての動向やニーズの傾向が、団体からグループ・個人へ、見る観光から体験型観光へ、宿泊型から「安・近・短」等の日帰り観光の増加へと変化してきており、「癒し」という言葉にも表現されるように余暇生活の充実が求められている。

このような中、久留米市においては、地域特性を活かした本市独自の観光資源を歴史とストーリー性が感じられるルートとして整備することや、多様な誘客対象に対する効果的な PR(情報発信)の強化が課題である。

また、多彩な農業生産を行っている本市農業ではあるが、全国的な傾向と同様、担い手農家の減少、担い手の高齢化、農地の減少、耕作放棄地の増加など様々な問題を抱えており、農業産出額も平成 6 年の 1,663 千万円をピークに年々減少している。

農家数では、平成 7 年には 3,901 戸あったが、平成 12 年には 3,581 戸と減少している。内訳をみると、販売農家が 12.7%減少しているのに対し、自給的農家は 12.2%増加している。販売農家の内訳でも専業農家が 0.6%増と微増なのに対し、兼業農家は▲16.1%と大きく減少している。

販売農家の農業就業人口についても、平成 7 年の 5,766 人から平成 12 年には 5,349 人と減少している。

年齢別の農業就業人口では、30 歳～59 歳が▲19.5%、60 歳～64 歳が

▲ 26.7%と大きく減少しているのに対し、65歳以上は15.4%と大きく増加しており、高齢化が進んでいる。

耕作放棄地については、耕作放棄地のある農家数及び面積が平成2年には338戸、60.37haであったものが、平成12年には433戸、87.12haと増加してきており、耕作放棄地の解消が、担い手の育成確保とともに大きな課題の一つとなっている。

【意義】

本市の豊かな自然環境と高い交通利便性を活かし、民間事業者による観光及び農業分野での新たな取り組みを進め、人々が豊かな自然と容易に触れ合える機会を提供し、交流人口の増加による多様なビジネスチャンスを生み出すことで、地域経済の活性化を図る。

「筑後川」には、人々と川のかかわりの歴史を見ることができるところが多く残り、流域には歴史的な資源（水天宮、梅林寺、久留米城跡、善導寺等）も多く、その他観光資源（百年公園、ハゼ並木、草野の並み等）も近接する。また、河川敷には四季折々の花々（菜の花、桜、つつじ、コスモス等）が彩りを添え、川の恵み（農産物、エツ、うなぎ、酒蔵等）も豊富である。そして、有明海の日本一の干満差による川の変化（有明海～筑後大堰）も「筑後川」固有の魅力である。

河川舟運再生により、このような魅力ある豊かな資源を川で有機的につなぎネットワーク化・ルート化を図り、点の魅力を線あるいは面の魅力として情報発信することができ、また、社会的に自然志向が高まるなかで、雄大な耳納連山や背振山系を拝した自然景観を非日常的な川船から眺め、イベントや農業・散策等と連携して自然を肌で体験できる場を提供することができる。

河川舟運再生により日頃から船の運航があることで、単に観光だけでなく、川に触れ親しむ環境教育の場としての活用や災害時には筑後川を活用した円滑な復旧活動等が可能となる。

交通の要衝である地理的特性を活かし、これら河川舟運を核とした体験型観光の取り組みにより交流人口の増加を図り、地域の活性化を目指すものである。

また、自然に恵まれた本市の象徴でもある農業は、単に安全・安心な農産物（食料）を生産・供給するだけでなく、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等多面的な機能を有し、市民生活に大きな恵みを与えている。

農業分野において、農業者の新たな取り組みにより、都市住民が農と触れ合うことができる場を観光資源として提供することで、農業の持つ多面的機能への理解が促進されるとともに、その機能の維持のためには、農業農村の持続的な発展が必要であるという認識を与え、地産地消の促進が図られるとともに、農業の多様な担い手育成、ひいては地域農業を活性化することができる。

【目標】

（１）観光資源を結ぶ舟運の再生

現在、国土交通省（筑後川河川事務所）が、本来筑後川が有していた川の連続性の確保及び災害時の緊急輸送路の確保を目的に、そのネック箇所である小森野床固めに閘門を整備中である。この閘門が完成すると、50～100人乗り規模の船までが、有明海河口から市東部の巨瀬川合流地点（37キロ地点）附近まで航行可能となり、これを機に、新しい観光振興策として、河川舟運を実施する。利用方法としては、遊覧船による水上観光だけでなく、郷土料理提供の場や、史跡巡りなど筑後川中流域から有明海までの広域的な観光資源を結ぶ水上交通として、観光客が既存の観光資源を回遊するための手段としても活用する。

例えば、新幹線久留米駅に近接する船着場や国土交通省により整備された河川情報発信施設「くるめウス」に近接する船着場等を利用して、水上から流域に位置する社寺・仏閣や農園などにアプローチする観光ルートの開発や、河川を題材にした環境に関する学習機会の提供などに取り組む。

また、河川敷地等の利活用拡大により、民間事業者の活力を利用し、船着場周辺に舟運や河川敷地利用者のための利便施設（喫茶コーナーを持つ休憩所・オープンカフェ・水上レストラン等）を整備し、憩いと潤いのある「魅力ある河川空間の創出」を図る。

このことで筑後川舟運再生をより魅力的なものとし、観光資源連携との相乗効果により、観光をキーワードとした交流人口の増加を図り、誘客による消費（施設利用、食・地場産品の提供等）・雇用の連動などでの地域活性化を図る。

また、水辺の空間を活用した各種イベント等の実施を通じて、賑わいを創出し交流人口増加を図るとともに、容易に自然環境（川）と触れ合うことで河川空間がより身近なものとなり、親水意識の高揚と環境保全への理解の促進を図る。

（２）体験型市民農園の整備

本市は福岡県南の中核都市として、また、福岡都市圏へも高速道路で1時間以内という地理的な特性も有している。

本市の地域再生計画は、耕作放棄地を活用し、多様な主体による市民農園の開設、特に核となる体験型市民農園の整備を行うことにより、これと久留米地域、特に久留米東部地域に受け継がれてきた自然、歴史、風土などと有機的に連携することにより、本地域への人の流れを誘引し、人と人、人と自然、人と文化との触れあいを通じて、地域の活性化を図るものである。

具体的には、体験型市民農園として

スクールゾーン、ファミリーゾーン等利用者の利用形態にあわせた貸出用の市民農園の整備

地元の農産物を使った加工品を作り販売するための簡易加工施設の整備。

- 地元産大豆を使った豆腐、納豆
- 地元産トマトを使ったケチャップ、トマトジュース

収穫体験用イチゴ狩りハウスの整備

イチゴ狩り用のパイプハウスを設置し、イチゴ生産者の協力を得て生産を行ない、希望者は誰でもイチゴ狩りができるようにする

季節季節に合わせた各種農業体験の実施

- もち米を作り、12月に正月用の餅つき
- 夏場のソウメン流し
- 加工施設を活用した農産物加工体験
豆腐づくり、ケチャップ作り、トマトジュース作り、
- 近隣ほ場・施設と連携した農業体験
米・野菜・果樹の生産・収穫、酪農（牛の出産）体験

NPOと連携した地域貢献

身障者のリハビリとしての農業体験、農園で生産した農作物の施設等への提供、NPOの行なっている食事提供事業への農園で生産した食材の提供
農作物等の販売

地場農産物の販売及び来園者への食の提供

- 地域の生産者で組織した農産物直売組合（仮称）による地場農産物の販売
- 筑水高校（農業関係学科有）と連携した農園用野菜・花苗の生産・販売
- 地元産牛乳を使ったソフトクリームの販売
- 地場の食材を使ったオニギリ、弁当等の販売
- バーベキューセットの貸出し及び食材の販売

等の整備を行い、来場者に農業体験等を体験してもらうことにより、農業農村に対する市民理解の促進を図るとともに、地域で生産された農産物等を提供することにより安全・安心という付加価値の付いた地域農産物・加工品のブランド化等を図り、地域経済の活性化を図る。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

（１）交流人口の増加による地域の活性化

民間活力を利用した河川敷地の有効活用を図り河川空間に賑わいの場を創出することで、魅力ある河川舟運事業実現と観光資源連携との相乗効果により、交流人口の増加を図り、消費活動（施設利用、食・地場産品の提供等）が期待できる。

また、体験型市民農園の整備により新しい都市農村交流施設ができあがるとともに、近隣で関連事業として計画している、みどりの里づくり事業により、緑の情報受発信基地やファーマーズマーケット、つつじ・つばき園の整備が進めば、優れた自然や観光も含めた地域農業の魅力が益々高まり、都市部よりの交流人口が益々増加し、交流人口による、農業体験、農産物をはじめとする地域資源購入により、地域経済の活性化が期待できる。

交流人口の増加・・・観光入込客数の増加。（平成25年目標 3,700千人）
平成25年の観光入込客数を 3,700千人とする。

(平成15年観光入込客数 3,167 千人 * 15 % 増 3,700 千人)

(2) 地域農業の振興

体験型市民農園来場者へ地元農業者が生産した農産物を販売することにより、販売する農産物をつくるための組織づくり、生産者の連携が図られ農産物の生産が拡大するとともに、農村地域の活性化が期待できる。さらに、農産物加工施設での加工を行うグループができあがることになり、新しい女性の起業も期待でき、地域農業の振興が期待できる。

(3) 環境についての理解

近年、国民ニーズの変化や河川法改正等により、全国的に河川舟運の意義が改めて見直され、防災・観光・さらには経済や環境面からも川を活かしたまちづくりとして各地で舟運の取り組みが行われている。水辺空間の利活用により、川(自然環境)と触れ、また、川の歴史等を学習する機会を通じて、親水意識の高揚と環境保全への理解の促進が期待できる。

また、農業・農村は単に食料を生産し供給するという役割だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を有している。

体験型市民農園を整備し、農に触れる機会を創出することにより、市民の農業・農村の持つ他面的機能に対する理解が深まり、地産地消等の消費活動に結びついていくことが期待される。

(4) 食農教育の充実

体験型市民農園を整備することにより、市民農園部分では都市住民の農作物を自分で栽培したいという要望を満足させることとなり、又、農産物加工施設を利用した農作物加工体験や近隣ほ場・施設と連携した農業体験を実施することにより、農業に対する理解の促進をはじめ、食農教育の充実が期待できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 2 1 2 0 2 1 | 観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等 |
| 2 1 2 0 3 0 | 河川占用における「包括占用許可制度活用ガイドライン」の設定等 |
| 2 1 2 0 3 1 | 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定 |
| 2 1 0 0 0 1 | 市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化 |

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

(1) 構造改革特区の規制の特例措置(全国展開)により実施する取組

- 1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
市民農園整備法の活用により体験型市民農園として、貸出用市民農園の整備、

交流広場の整備、農産物加工施設の整備、管理・休息施設の整備、収穫体験施設の整備、駐車場の整備等を行うとともに、各種農業体験事業を行う。

なお、この体験農園の整備については、構造改革特別区域法における「特定農地貸付法及び市民農園整備法の特例」が全国展開された際、農業者のみ、あるいは農家とNPO法人等の共同による市民農園の開設を可能にする。

(2) 関連事業

河川敷地等の利活用による賑わい拠点づくり

「都市及び地域の再生等のために利用する施設にかかる河川敷地占用許可準則の特例措置」による区域指定を受けるための申請を予定しており、観光資源を結ぶ河川舟運の再生とあわせ、河川敷地等の利活用拡大により、船着場周辺に賑わいの拠点づくりとして、民間事業者による水辺の集客施設（オープンカフェ等）整備を検討している。

それにより、本計画における『支援措置 2 1 2 0 3 0 河川占用における「包括占用許可制度活用ガイドライン」の策定等』や『支援措置 2 1 2 0 3 1 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定』の活用とも連携し、「筑後川」及びその河川敷地の有効活用により、「憩い」「潤い」「賑わい」を持つ新たな交流拠点を創造し、筑後川舟運再生をより魅力的なものとし、観光資源連携との相乗効果により、観光をキーワードとした交流人口の増加を図り、誘客による消費（施設利用、食・地場産品の提供等）・雇用の連動などでの地域活性化を図る。

みどりの里づくり

「みどりの里づくり」は久留米市の東部地域、耳納連山の山懷に抱かれた耳納北麓地域の水と緑豊かな環境を保全するとともに、これを活用して、より魅力的で生き生きとした姿で後世に残していこうとするものである。

地域を 森のエリア、 歴史的エリア、 生産力地エリア、 水のエリアの 4 つに分けるとともに、 四季の森ゾーン、 緑の情報受発信ゾーン、 緑の産業振興ゾーン、 つつじ・つばきゾーン、 伝統的町並みゾーン、 歴史・文化ゾーンの 6 つのゾーンを設定し、緑の情報受発信基地、つつじ・つばき園、ファーマーズマーケット等順次整備していく計画である。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 1

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 2 1 観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等

2 当該支援措置を受けようとする者

- ・ 久留米市
- ・ 民間事業者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

「筑後川」の本市流域には、人々と川のかかわりの歴史を見ることができることや歴史的な資源も多く、その他観光資源も近接する。また、河川敷には四季折々の花々が彩りを添え、川の恵みを受ける特産品も豊富である。

河川舟運の復活により、このような豊かな資源を川で有機的につなぎ、線あるいは面の魅力としてネットワーク化を図り、非日常的な自然を肌で体験できる場を提供することで、観光振興を図ろうとするものである。

また、自然環境（川）と容易に触れ合うことができることで、親水意識の高揚と環境保全への理解の促進も期待できる。

河川舟運は、遊覧船運航による水上観光や郷土料理提供の場として、また、水上から流域に位置する社寺・仏閣や農園などにアプローチする観光ルートの開発や、河川を題材にした環境に関する学習機会の提供などに取り組む。

この河川舟運における遊覧船等の運航は民間事業者が行うこととしており、本市は舟運再生のための環境整備等や事業者参入促進を行うこととなる。

ついては、本市は参入意向業者へ当該支援措置を周知し、事業者は「創意工夫を凝らして営業される事例の紹介」や「一般定期航路事業についての適切な指導やアドバイス」を通じ、輸送需要に応じた運航で季節の風物詩やイベント等との連携するなど、本市特有の独自性豊かな魅力ある船舶運航計画の設定を検討する。

もって、本市は魅力ある舟運の再生による観光振興を、事業者は良好な事業経営を目指す。

別紙 2

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 0 河川占用における「包括占用許可制度活用ガイドライン」の策定等

2 当該支援措置を受けようとする者

- ・ 久留米市
- ・ 民間事業者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

「筑後川」の本市流域には、人々と川のかかわりの歴史を見ることができることや歴史的な資源も多く、その他観光資源も近接する。また、河川敷には四季折々の花々が彩りを添え、川の恵みを受ける特産品も豊富である。

河川舟運の復活により、このような豊かな資源を川で有機的につなぎ、線あるいは面の魅力としてネットワーク化を図り、非日常的な自然を肌で体験できる場を提供することで、観光振興を図ろうとするものである。

河川舟運は、遊覧船運航による水上観光や郷土料理提供の場として、また、水上から流域に位置する社寺・仏閣や農園などにアプローチする観光ルートの開発や、河川を題材にした環境に関する学習機会の提供などに取り組む。

また、この支援措置の対象ではないが、河川舟運再生とあわせ、河川敷地等の利活用拡大により、船着場周辺に賑わいの拠点づくりとして、民間事業者による水辺の集客施設（オープンカフェ等）整備を検討している。

本市地域にふさわしい河川敷地の活用を図る上で、支援措置により策定されるガイドラインを活用して、河川敷地をより魅力ある交流拠点とするアイデアを検討する。

また、水辺の集客施設を整備するにあたっては、本市又は民間事業者が占用許可を受けることが必要となることから、支援措置により占用許可の迅速化が図られることで、計画から実施までの期間が短縮され、より円滑な事業実施が可能となる。

これら、「筑後川」及びその河川敷地の有効活用により、「憩い」「潤い」「賑わい」を持つ新たな交流拠点を創造し、親水意識の高揚を図るとともに交流人口の増加を図る。

別紙 3

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 1 「水辺の自由使用ガイドライン」の策定

2 当該支援措置を受けようとする者

- ・久留米市
- ・イベント実行委員会など河川敷地を利用しようとする者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

本市では、筑後川を活用してイカダフェスティバル、花火大会などが実施されている。また、平成2年の「とびうめ国体」のカヌー競技実施を契機として、カヌーフェスティバル・Eポートフェスティバル・トライアスロン大会などのスポーツイベントも実施されるようになった。

河川敷地の自由使用による事例集等を参考とし、既存イベントの充実を図るほか多岐にわたる水辺空間の自由使用方法を検討し、本市の資源である九州一の大河「筑後川」及びその河川敷地の有効活用により「憩い」「潤い」「賑わい」を創造し、交流人口の増加を図る。

また、イベント等を通じ、自然環境（川）に触れることで河川空間がより身近なものとなり、親水意識の高揚と環境保全への理解の促進を図ることが期待できる。

1 支援措置の名称及び番号

2 1 0 0 0 1 市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化

2 当該措置を受けようとする者

市民農園利用者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

体験型市民農園の一角に整備予定の交流広場において、農産物フリーマーケットの開催を計画しているが、地域農業者による農産物販売に加え、農園利用者が予期せず自家消費を超える農作物を収穫した際に、その余剰作物をそのフリーマーケットで販売できるようにし、その販売については、農林水産省農村振興局長通達（平成16年3月26日、15農振第2643号）の第1で示された「市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲について」の範囲内で行なう。

（参考）体験型市民農園の整備内容

貸出用の市民農園の整備

スクールゾーン、ファミリーゾーン、高齢者福祉ゾーン、特殊ゾーン（有機栽培等）利用者の利用形態にあわせたゾーン構成を行う

農産物加工施設の整備

地元の農産物を使った加工品を作り販売するための簡易加工施設を整備する。
Ex) ・地元産大豆を使った豆腐、納豆
・地元産トマトを使ったケチャップ、トマトジュース

管理・休息施設の整備

施設全体の管理、及び来園者のためのシャワー室、更衣室、ロッカー室等を整備する。（本施設は農業体験の受付等の機能も持つ）

駐車場の整備

来園者用の駐車場を現状回復も考慮した形で整備する

イチゴ狩りハウスの整備

イチゴ狩り用のパイプハウスを設置し、イチゴ生産者の協力を得て生産を行ない、希望者は誰でもイチゴ狩りができるようにする

別紙 4 -2

農業体験の実施

- 正月用の餅つき、夏場のソウメン流し等、季節季節に合わせた農業体験の場を提供する。
- 加工施設を活用した農産物加工体験
Ex)豆腐づくり、ケチャップ作り、トマトジュース作り、
- 近隣ほ場・施設と連携した農業体験
Ex)米・野菜・果樹の生産・収穫、酪農（牛の出産）体験

NPO と連携した地域貢献

身障者のリハビリとしての農業体験

農園で生産した農作物の施設等への提供

NPO の行なっている食事提供事業への農園で生産した食材の提供

農作物等の販売

地場農産物の販売及び来園者への食の提供

- フリーマーケットの開催
地域の農業者が生産した農産物を持ち寄って、相対で観光来園客に販売する農産物フリーマーケットを開催する。
- 地域の生産者で組織した農産物直売組合（仮称）による地場農産物の販売
- 筑水高校（農業関係学科有）と連携した農園用野菜・花苗の生産・販売
- 地元産牛乳を使ったソフトクリームの販売
- 地場の食材を使ったオニギリ、弁当等の販売
- パーベキューセットの貸出し及び食材の販売